

令和8年度  
桑名市生産性向上補助金

【公募案内】

《公募期間》

令和8年 5月15日（金）午前9時00分から

令和8年 6月30日（火）午後4時00分まで

**事前相談期限：令和8年6月12日（金）午後4時00分まで**

※書類審査を行い、不採択となる場合があります。

※同一事業者からの応募は、1回のみとなります。

なお、1事業者で2以上の申請はできません。2以上申請された場合は、全ての申請を受け付けしません。

※受付後、一定期間ごとに審査を行い随時交付決定をします。交付申請受付額が予算額（5,000万円）に達した場合は、募集期間中に申請受付を締め切ります。

《申請方法》

申請書類の提出方法は**電子申請のみ**となります。

※申請前には、桑名商工会議所または桑名三川商工会への事前相談が必要となります。

※採択された場合、事業終了後3年間は事業効果等を把握するために実施する調査について協力いただきます。

《お問い合わせ先》

桑名商工会議所 補助金担当

電話 0594-41-5535（補助金担当専用）

Email:kyousou@kuwanacci.or.jp

ホームページ:<https://www.kuwanacci.com>

※お問い合わせは、土日・祝日を除く平日の

午前9時から正午まで・午後1時から午後4時まで

令和8年5月  
桑名商工会議所

## 〔目次〕

1	補助事業の目的	2
2	申請対象者	
3	補助対象事業	
4	補助対象期間	
	(1) 補助対象期間	
	(2) 補助金額等	
5	補助対象経費等	3
	(1) 補助対象経費	
	(2) 補助対象とならない経費	
	(3) その他の留意事項	
6	申請手続きの概要	7
	(1) 公募期間	
	(2) 事前相談	
	(3) 申請先等	
	(4) 申請書類	
	(5) その他申請に関すること	
7	事業実施	10
8	実績報告	11
9	補助事業者の義務	11
10	問合せ先	12

## 1 補助事業の目的

昨今の原油・ガス・電気等のエネルギー価格や原材料費の高騰、さらには急速に進むデジタル化やグリーン化（脱炭素化）、人手不足対策など、企業活動に様々な影響を及ぼしています。このため、桑名市内の事業者等による光熱費削減や顧客サービス向上、および働く人のウェルビーイング（心身とも満たされた良い状態）促進等に資する設備投資導入の一部を補助し、付加価値の向上、競争力を維持・強化することで持続的な事業所経営を支援することを目的として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、桑名市から補助を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において「桑名市生産性向上補助金」を実施します。

## 2 申請対象者

桑名市内に本社のある事業者等  
市税を滞納していないこと。

## 3 補助対象事業

エネルギー価格等高騰・物価高騰対策の影響を緩和し、生産性向上や顧客サービス向上につながる取組み、および働きやすい環境整備を実施する以下の経営向上の取組み

- (1) 省エネルギー機器や再生可能エネルギー装置の導入等によるエネルギー費用の負担削減の取組（自社工場等で消費する電力を太陽光発電装置等の導入により補填する場合は補助対象となります。ただし消費電力以上の余剰分を売電する場合は補助対象となりません。）
- (2) 省力化・作業効率化・顧客サービス向上・生産能力増強等に向けた設備導入による生産性向上の取組
- (3) DXの推進による業務効率化の取組
- (4) 従業員のモチベーション向上やコミュニケーションの活性化その他働きやすい環境整備に資するウェルビーイング促進の取組
- (5) その他エネルギー価格の高騰等に対応するため、企業等が実施する生産性向上の意欲的な経営向上や顧客サービス向上への取組で、桑名商工会議所が適当と認めるもの

## 4 補助対象期間

### (1) 補助対象期間

**交付決定日から令和9年1月29日（金）まで**です。

したがって、当該期間において発注・契約・納品・支払を完了する必要があり、これらのいずれか一つでも当該期間の前、もしくは後になった場合は、補助対象事業として認められません。

実績報告書最終提出期限

**令和9年2月12日（金） 午後4時まで**

**※期限までに実績報告書類が提出されない場合は、補助金の交付をいたしません。**

## (2) 補助金額等

### ○補助対象経費

- ・生産性向上や顧客サービス向上、働きやすい環境整備等に繋がる機械装置や器具備品、施設改修等、対象となる**設備投資に要する経費**
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

○補助率：補助対象経費の1／2以内

○補助金額：20万円（下限）～40万円（上限） ※税抜

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 5 補助対象経費等

### (1) 補助対象経費

桑名市内の事務所又は事業所に係る経費を対象とします。

補助対象経費は、補助事業に係る対象経費として、通常の事業取引など他の取引と、通常の事業と区分して別途経理され、かつ、証拠書類によってその取引内容や金額等が明確に確認できなければなりません。

補助事業の実施に当たっては、見積書の徴取、発注（契約）、納品、請求、支払について、補助対象事業の取引のみを対象とし、補助対象事業以外の取引と混同しないでください。  
また、補助対象事業の取引とそれ以外の取引が混在している見積書、発注書、納品書、請求書等は、補助対象事業の取引内容や金額等が特定できないため、補助事業と特定できる証拠書類とはなりませんのでご注意ください。

具体的な補助対象経費は、事業の遂行に直接必要な次の各費目に係る経費が対象となります。

◇経費区分・内容

内容	費目	補助対象となる経費（例）	補助対象とならない経費
A 省力化・作業効率化・顧客サービス向上対策	①機械装置等費	<p>・機器、設備、備品等の購入費</p> <p>例：省エネルギー機器（エアコン・LED照明機器等）・再生可能エネルギー装置（太陽光発電システム・蓄電池等）・DXによる業務効率化の取組み・生産性向上に資する設備の購入費</p> <p>※自動車等車両は対象外。ただし、調理、または冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両は対象</p> <p>※自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の「機械及び装置」区分に該当するものは対象。（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）</p> <p>※中古品の取得については、以下の①、②の要件を全て満たす必要があります。なお、修繕費等は購入費に含めることはできません。</p> <p>①購入単価が50万円未満（税抜）であること</p> <p>②2者以上から見積書を徴取すること</p>	<p>×消耗品等</p> <p>×車両の購入費</p> <p>×売電が可能な再生エネルギー等の導入費用（注1）</p> <p>×パソコン、タブレット（注2）</p> <p>×携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ</p> <p>×住宅部分との共用を区別できないもの</p>
	②外注費	<p>・上記の取組みのための増改築費等</p> <p>・店舗改装費等</p>	<p>×建物等の増築・増床等を含めた不動産の取得</p> <p>×建物等の原状復帰を目的とした修復・修繕</p> <p>×住宅部分との共用を区別できないもの</p>
	③その他	<p>・上記のほか、桑名商工会議所が特に必要と認めた費用</p>	

注1) 再生可能エネルギー装置等を導入予定の申請者においては、本補助事業で取得する発電設備により電力会社等へ売電を行わない旨の「確約書」（別紙）を申請時に提出すること。

注2) PCについてはDX推進に資する設備と一体的に活用される場合に限り対象。

内容	費目	補助対象となる経費（例）	補助対象とならない経費
B ウェルビーイング促進・職場環境改善対策	①機械装置等費	<p>・ 機器、設備、備品等の購入費</p> <p>例：休憩室・食堂・更衣室・トイレ・手洗い場・シャワー室等の新設・改修費</p> <p>※上記の取組みに付随する、10万円以上（税抜き）の備品の購入費も対象とします。</p> <p>※中古品の取得については、以下の①、②の要件を全て満たす必要があります。なお、修繕費等は購入費に含めることはできません。</p> <p>①購入単価が50万円未満（税抜）であること</p> <p>②2者以上から見積書を徴取すること</p>	<p>× 消耗品等</p> <p>× 車両の購入費</p> <p>× 住宅部分との共用を区別できないもの</p>
	②外注費	<p>・ 上記の取組みのための増改築費等</p>	<p>× 建物等の増築・増床等を含めた不動産の取得</p> <p>× 建物等の原状復帰を目的とした修復・修繕</p> <p>× 住宅部分との共用を区別できないもの</p>
	③その他	<p>・ 上記のほか、桑名商工会議所が特に必要と認めた費用</p>	

※令和8年5月15日（金）以降に事前相談実施後、発注・支払した経費を補助対象経費として認めます。ただし、交付決定前に事業着手された場合、交付申請内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※補助事業内容に応じて事前に現地確認をさせていただくことがあります。

## (2) 補助対象とならない経費（補助対象外経費）

前記の各費目に係る「補助対象とならない経費」のほか、次の①～②に掲げる経費は補助対象となりません。なお、補助金額の確定審査において、補助対象とならない経費が含まれていることが判明した場合は、当該経費を補助対象経費から除外します。

下記①～②に示すように、経常的な経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とします。（※人件費・旅費・消耗品などは対象外です。）

- ① 補助事業の目的に合致しないもの
- ② 必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
- ③ 交付決定日以前に、発注、契約、納品、支払い（前払含む）等を実施したもの(※)
- ④ 自社内部の取引、及びそれと同等と認められる取引によるもの
- ⑤ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- ⑥ オークションによる購入(インターネットオークション(メルカリ等)含む)

- ⑦ 役員報酬、直接人件費
- ⑧ 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、水道光熱費
- ⑨ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑩ 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品費（名刺、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、CD・DVD、USB メモリ、SD カード、電池、段ボール、梱包材など）
- ⑪ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ⑫ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ⑬ 不動産の購入・取得費、修理費（ただし、設備処分費に該当するものを除く。）、車検費用
- ⑭ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用、および訴訟等のための弁護士費用
- ⑮ 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ⑯ 収入印紙・公租公課
- ⑰ 各種保証・保険料・保守料
- ⑱ 借入金などの支払利息および遅延損害金
- ⑲ 商品券・金券の購入費、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ⑳ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- ㉑ 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ㉒ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※令和8年5月15日（金）以降に事前相談実施後、発注・支払した経費を補助対象経費として認めます。ただし、交付決定前に事業着手された場合、交付申請内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### （3）その他の留意事項

- ① 同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。
- ② 機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う、当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）に係る費用は補助対象とはなりません。
- ③ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税額等仕入れ控除税額は、補助対象経費から除外して算出してください。
- ④ 補助対象経費の支払方法は、銀行振込が原則です。  
補助金執行の適正性確保のため、5万円超（税抜）の現金払いは認められません。また、小切手・手形による決済は認められません。さらに、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ⑤ クレジットカードによる支払は、当該法人、又は個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引落が確認できる場合のみ認められます（納品日や完了日が

補助対象期間中であっても口座からの引き落としが補助対象期間外であれば補助対象となりません。

- ⑥ 決済は法定通貨とします。  
仮想通貨・クーポン・クレジットカード会社等から付与された特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。
- ⑦ 本補助金は、会計上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

## 6 申請手続きの概要

### (1) 公募期間

**令和8年 5月15日（金）午前9時00分から**  
**令和8年 6月30日（火）午後4時00分まで**

**※事前相談期限（必須）：令和8年6月12日（金）午後4時まで**

※審査を行い、不採択となる場合があります。

※同一事業者からの応募は、1回のみとなります。

なお、1事業者で2以上の申請はできません。2以上申請された場合は、全ての申請を受け付けしません。

※受付後、一定期間毎に審査を行い、随時交付決定します。交付申請受付額が予算額（5,000万円）に達した場合は、募集期間中に申請受付を締め切ります。

### (2) 事前相談

・制度に関する相談は、**桑名商工会議所 補助金担当**（電話：0594-41-5535）にご連絡ください。

・なお、補助金の申請には、事前に桑名商工会議所、桑名三川商工会への相談（電話相談も可）が必要です。

・社外代理人が相談することはできません。

**窓口の場合は事前予約が必要です。**各相談窓口へ予約をしてください。

窓口相談の予約がない場合は、お待ちいただいたり、日を改めさせていただくことがあります。

#### 事前相談時間

**平日の午前9時から正午まで・午後1時から午後4時まで（土日・祝日を除く）**

- ・桑名商工会議所 電話：0594-41-5535
- ・桑名三川商工会 多度本所 電話：0594-48-2627
- ・桑名三川商工会 長島支所 電話：0594-42-3111

### (3) 申請先等

申請書の提出は、次の【特設サイト】による電子申請のみです。

※持参・郵送・FAX・電子メールによる申請は受け付けられません。

## 【桑名市生産性向上補助金 電子申請フォーム】

### 【URL】

<https://business.form-mailer.jp/fms/9801d215341385>



※右記QRコードを読み取っていただいても  
申請フォームに入ることができます。

QRコード

受付できる 1ファイル容量は最大で「**5MB**」までとなりますので、送付いただく前にファイル容量をご確認ください。なお、1ファイル当たり5MBを超える容量を送っていた場合、受付できない場合があります。

※申請書ファイルが1ファイル5MBを超えてしまう場合

送付先メールアドレス：[kyousou@kuwanacci.or.jp](mailto:kyouso@kuwanacci.or.jp)

**注意：申請書類のデータを全て送付することの無いようにしてください。  
データを全て送付された場合は、申請を受け付けしませんのでご注意ください。**

※添付ファイルが多い場合など電子申請にお困りの場合はお問い合わせください。

#### (4) 申請書類

申請書類は、以下の①～⑨についてデータにて提出してください。

申請書類の様式は、桑名商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

財務諸表等の提出書類（⑦～⑨）はスキャンしてPDF化または、JPEGかPNG形式の画像ファイル（1ファイル容量を最大5MB以内してください）にて提出してください。

なお、提出された申請データは、本補助金の審査のためにのみ使用し、返却しませんのでご了承ください。また、内容について問い合わせする場合がありますので必ず申請データを整理して備えてください。

	書類名	提出ファイル形式
①	桑名市生産性向上補助金 交付申請書（様式第1号） 役員等名簿	Word  ※ファイル名を「事業所名」に変更してください
②	企業概要・経営の向上に係る計画内容（様式第1号の2） ※3枚以上4枚以内で作成してください。	
③	支出計画書（様式第1号の3） ※根拠となる見積書がある場合は添付してください。	
④	実施計画（様式第2号）	
⑤	桑名市生産性向上補助金 提出書類チェックリスト（別紙）	

⑥	誓約書兼同意書（別紙）		PDFまたは画像
⑦	直近1期分の財務諸表の写し		PDF または 画像
	法人の場合	確定申告書（別表一）、貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書を含む）	
	個人の場合	青色申告の場合…確定申告書（第一表・第二表）、青色決算書（1～4ページ全て）	
		白色申告の場合…確定申告書（第一表・第二表）、収支内訳書	
※申告義務が無いなどにより、確定申告書を提出できない場合は、住民税の申告書又は開業届等を提出してください。			
⑧	法人の場合	履歴事項全部証明書の写し（6か月以内に発行のもの）	PDF または 画像
⑨	個人の場合	住民票抄本の写し（6か月以内に発行のもの、マイナンバー、本籍地の記載は不要）	
		市税完納証明書の写し（6か月以内に発行のもの）	※納税額が0円で取得できない場合は、最近の所得課税証明書の写しを提出してください。
⑩ 該 当 者 の み	建物を賃借している場合は、賃貸借契約書の写し		PDF または 画像
	賃借した建物を改築する場合は、改築承諾書の写し		

※画像データは、文字や数値が明確に見えるようにしていただき、「jpeg」または「PNG」形式で提出してください。

※申請にあたっては提出書類の完備を以て受付完了とします。

※このほかにも提出書類が追加で必要な場合がありますので、予めご了承ください。

※添付できない資料は別途下記のメールに送付してください。

E-Mail [kyousou@kuwanacci.or.jp](mailto:kyouso@kuwanacci.or.jp)

## (5) その他申請に関すること

### ①審査予定、審査方法・基準

審査は、応募件数に応じて適宜開催し採択者の選定を行います。

対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業内容について次の審査基準に基づき審査を実施します。

#### 【審査基準】

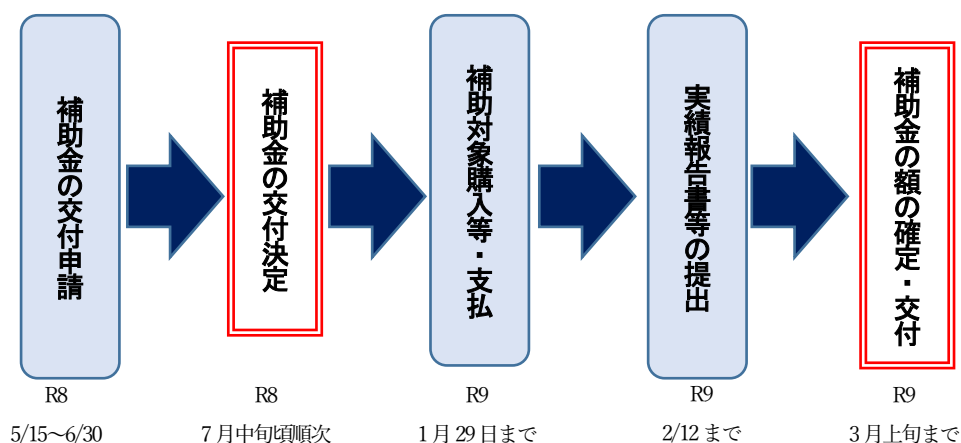
A 必要性 : エネルギー価格等高騰、物価高騰対策、働きやすい環境整備等に対応した生産性向上・競争力強化・ウェルビーイング促進の取組みであるか。

- B 目的性 : エネルギー価格等高騰影響緩和、物価高騰対策、働きやすい環境整備等を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- C 実現可能性 : 事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- D 有効性 : 事業計画は、期待される効果が得られるものとなっているか。
- E 合理性 : 事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

## ②審査結果の通知

審査を実施し採択・不採択を決定後、速やかに結果を通知します。  
 申請者全員に「交付決定通知書」または「不採択通知書」の文書を郵送します。  
 予算の都合等で決定額が申請希望額より減額される場合があります。  
 審査の結果、不採択となる場合があります。  
 審査の可否、内容等についてのお問合せには一切応じられません。

## ③申請から補助金支払いまでの流れ



※実績報告の受付順に補助金の額の確定作業をおこないますので、実績報告書の早期提出にご協力ください。

## 7 事業実施

### ① 補助対象事業実施期間

**交付決定日から令和9年1月29日（金）まで**

当該期間において発注・契約・納品・支払を完了する必要があり、これらのいずれか一つでも当該期間の前、もしくは後になった場合は、補助対象事業として認められません。

### ②変更

事業実施にあたっては、桑名商工会議所、桑名三川商工会の支援を受けながら行ってください。また、外部環境の変化等により、当初の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、桑名商工会議所 補助金担当（0594-41-5535）に相談の上、速やかに変更申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければなりません。

## 8 実績報告

対象事業を実施・取得等し、かつ支払い完了後30日以内に実績報告書を提出してください。

### ① 最終実績報告書提出期限

**令和9年2月12日（金） 午後4時まで**

**※期限までに実績報告書類が提出されない場合は、補助金の交付をいたしません。**

### ② 提出書類

	書類名
①	桑名市生産性向上補助金 実績報告書兼請求書（様式第6号）
②	事業実績書（様式第6号の2）
③	支出内訳書・事業内容別経費・支出管理表（様式第6号の3・関係様式A）
④	その他必要とする書類（支出証拠書類）
⑤	補助金振込先通帳等のコピー

## 9 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 『桑名市生産性向上補助金交付要綱（※1）』を遵守するとともに、『補助事業実施の手引き（※2）』を熟読し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施しなければなりません。  
※1 桑名商工会議所ホームページから確認できます。  
※2 交付決定日以降、桑名商工会議所より郵送します。
- (2) 不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- (3) 交付決定を受けた後、経費の配分や内容の変更をしようとする場合、又は本事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。  
また、変更の場合は、変更承認の通知を受け取った日以降でなければ、変更に係る事業の実施（発注・契約等）はできません。
- (4) 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を徴取してください。
- (5) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は、令和9年2月12日（金）午後4時のいずれか早い日時までに、事業実績報告書を提出する必要があります。

- (6) 代表者、及び法人の場合はその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消します。
- (7) 本事業の進捗状況確認のため実地検査に入ることがあります。その際、事業計画に見合った成果が見込めないと認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- (8) 補助事業により取得した財産等は、管理台帳を整備保管するとともに管理してください。また、処分等する場合には制限があります。
- (9) 物品の購入や発注は、可能な限り桑名市内の事業者を活用してください。

## 10 問合せ先

桑名商工会議所 補助金担当

〒511-8577 三重県桑名市桑栄町1番地1  
電話／FAX：0594-41-5535

※お問い合わせは、平日の午前9時から正午まで・午後1時から午後4時まで  
(土日・祝日を除く)

E-mail : [kyousou@kuwanacci.or.jp](mailto:kyouso@kuwanacci.or.jp)

桑名商工会議所ホームページ : <https://www.kuwanacci.com>

※申請書類等様式、記入例等は、桑名商工会議所ホームページより取得できます。